

情報公開審査会の答申概要（答申第 40 号）

1 対象請求文書 ○○土地区画整理組合の法 8 6 条に基づく換地計画・「換地計画の決定及び認可」

2 担当課（所） 土木部都市計画課

3 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) H17.10.27 公開請求 | (4) H17.12. 5 諮問 |
| (2) H17.10.31 不存在決定 | (5) H18.11.28 答申 |
| (3) H17.11.17 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

対象請求文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第 11 条 第 2 項（不存在）	実施機関は、本件公開請求に係る公文書は未だ申請されていないので、保有していないとしている。 換地計画の認可申請は、土地区画整理組合の総会での議決後に行われるものであるが、平成 17 年度末までに開催された総会においては、換地計画に係る議案は認められなかった。 このことから、実施機関は本件請求文書を保有していないものと認められる。

5 審議経過 審査回数 8 回

(別 紙)
答申第40号

答 申 書

平成18年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年10月27日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ ○○土地区画整理組合の法86条に基づく換地計画・「換地計画の決定及び認可」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年10月31日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

当該換地計画は、未だ県に申請されていないので保有していない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年11月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成17年12月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）土地区画整理法（以下「法」という。）第98条第1項では、「土地区画の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について

仮換地を指定することができる」と規定されているが、現在行われている仮換地がこの前段の場合だけであるとは到底思われず、「換地処分を行うため必要がある場合」として換地計画を定めておかなければならない。

- (2) 法第96条第1項では、「換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、又は基準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる」と規定されており、少なくとも保留地処分の前までには換地計画を作成しなければならないが、すでに当該土地区画整理組合は保留地処分を行っている状況にあり、違法状態であるというべきである。
- (3) 知事は直ちに当該組合に対して換地計画の認可申請を指導監督すべき義務があり、本件公開請求についても、「申請するよう指導監督し、提出後速やかに公開する」と決定すべきと考える。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る公文書は、法第103条の規定による換地処分を行う前に法第86条第1項に基づき事業者から県知事に対して認可申請される文書及びこれに対して知事が審査した後、認可する文書であるが、未だ申請されていないので、県において保有していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、土地区画整理組合が、法第103条に基づく換地処分を行う前に、法第86条第1項の規定に基づき知事に対して換地計画の認可を申請する文書及び知事が認可するときに作成される文書である。

3 本件請求文書の不存在について

実施機関は、理由説明書において、本件請求文書に係る申請は行われていないとしており、異議申立人はこれを覆すに足る事実を示していない。

そこで、当審査会では、換地計画の認可申請は土地区画整理組合の総会で換地計画案を議決した後に行われるものであるので、事務局職員に当該土地区画整理組合における設立認可後平成17年度末までに開催された全ての総会で諮られた議案を確認させたが、換地計画に係る議案はなかった。

このことから、実施機関は本件請求文書を保有していないものと認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、土地区画整理組合が換地計画の認可申請を行っていないことは違法であり、実施機関において換地計画の申請を指導し、「提出後速やかに公開する」と決定すべきであると主張するが、条例に基づく公文書公開制度は、実施機関が現に保有する公文書を公開するものであるため、異議申立人のこの主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 5	○ 諮問を受けた。(諮問案件第64号)
17. 12. 27	○ 実施機関(土木部都市計画課)から理由説明書を受理した。
18. 1. 10	○ 異議申立人から意見書を受理した。
18. 1. 26 (第133回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 2. 20 (第134回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 7. 6 (第138回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 7. 27 (第139回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 9. 7 (第141回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 9. 28 (第142回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
18. 11. 1 (第143回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 11. 20 (第144回審査会)	○ 事案の審議を行った。